

## 第3回岡山県船舶製造・修理業，船用機関製造業

### 最低賃金専門部会議事要旨

#### 1 日 時

令和5年10月18日（水） 午前11時00分～

#### 2 場 所

岡山市北区下石井1丁目4番1号

岡山第2合同庁舎 3階 会議室

#### 3 出席者

公 益 委 員 : 3人

労働者側委員 : 2人（欠席1名）

使用者側委員 : 3人

#### 4 審議事項

特定最低賃金金額審議について

#### 5 議事要旨

##### (1) 最低賃金金額審議について

岡山県船舶製造・修理業，船用機関製造業最低賃金額について審議され、労使双方の委員から以下の意見が述べられた。

##### 【労働者側の意見要旨】

前回提示額から1円引き下げた44円を再提示する。

船舶製造業は、労働集約型産業であり、大手企業だけで製品ができるものではなく、業種に関係する全ての労働者の協力と労働力が不可欠である。特賃は、その労働に対する付加価値に見合ったものでなくてはならないため、現行1,003円に県最賃の引き上げ率4.48%の0.08%を切り捨てた4.4%を乗じた44円を再提示する。

##### 【使用者側の意見要旨】

前回提示額から6円引き上げた29円を再提示する。

船舶製造業は、すそ野が広い産業であり、本体企業のみならず協力会社等の経営状況も考えなければならない。

今年の輸送用機械器具製造業の100名～300名未満の中小企業の賃上

げ率 2.88%を現行 1,003 円に乗じた 29 円を提示する。

公益より再度金額提示の余地はないか尋ねたところ、労使双方が再検討し、以下の意見が述べられた。

**【労働者側の意見要旨】**

前回提示額から 2 円引き下げた 42 円を再提示する。

特賃の優位性は、最低限担保していかなければならないと考える。

近隣他県の優位性も加味し、優位性約 112%となる 42 円を再提示する。

**【使用者側の意見要旨】**

前回提示額から 3 円引き上げた 32 円を再提示する。

製造業全体の中小賃上げ率 3.19%、規模別 300 人～500 人で 3.11%、100 人未満で 3.01%から計算すると 30 円だが、今年を目安額や他局とのバランスを鑑みて 32 円を再提示する。

(2) 公益から、いまだ金額の隔たりがあるため、今後の進め方について意見を求めたところ、労使双方から、これ以上の金額提示は難しく、持ち帰り検討したいとの意見があり、審議は次回に持ち越されることとなった。

6 配付資料

- ・なし